

## 業務委任契約書（案）

独立行政法人経済産業研究所（以下、「RIETI」という。）理事長 深尾 京司（以下、「甲」という。）と●● ●●（以下、「乙」という。）は、以下のとおり委任契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、乙が「RIETI 政策分析アドバイザー」の名称を使用して、政策の効果検証の実施、政策に関連する先行研究・文献等の調査の実施、前記業務の結果等を取りまとめた報告資料の作成及び前記業務の結果等を報告する結果報告会への参加等の政策分析活動（以下、「政策分析」という。）に係る業務を行うことを委任する。

2 本契約の期間は、20●●年●月●日から20●●年3月31日までとする。なお、本契約終了日の2ヶ月前を目安に翌期の業務委任の更新の有無や謝金単価について甲乙双方で協議了解の上、甲が乙に対し、少なくとも本契約終了日の30日前までに翌期の業務委任の更新の有無や謝礼単価について電子メール、書面その他甲が適当と認める方法により通知することとする。なお、謝金単価やその他の契約条件等、委任契約の内容に変更が必要な場合は、新たに委任契約を甲乙で締結する。

3 甲が乙に対し、前項に従い、翌期の業務委任について更新する旨を通知した場合は、本契約の期間満了から1年、本契約の内容と同様の業務委任が継続するものとする。

4 甲が乙に対し、別紙1と同様の様式の業務通知書に具体的な業務内容、謝金金額及び支払期日等を記して交付し、乙がこれを承諾した場合には、乙は業務通知書に記載するスケジュールに従って業務を行うものとする。

5 乙がやむを得ない理由により結果報告書の提出期限までに結果報告書の提出を完了することができないときは、甲又は乙により30日前までに変更又は解除の申し出を行い、双方協議了解の上、本契約を変更又は解除することができる。

第2条 乙は、政策分析について、自らの裁量を持って従事する。この場合の裁量とは、作業従事時間、業務従事場所等を乙の判断で実施することを指す。ただし、甲から預託された情報のうち、RIETI 外で使用をすべきではないと甲が判断した情報を使用する業務は、RIETI にて従事することとする。

2 乙は、甲の求めに応じ、受任業務の中間的な進捗状況及び今後の見通しについて報告・議論する会（以下、「中間報告会」という。）をRIETI 又はオンラインにおいて甲が定めた期日までに開催する。ただし、甲が中間報告会の開催を求めない場合はこの限りではない。

3 乙は、結果報告書提出期限前に政策分析の成果として、乙が作成した結果報告書

について議論する会（以下、「結果報告会」という。）を RIETI 又はオンラインにおいて開催する。ただし、甲が結果報告会の開催を求めない場合はこの限りではない。

- 4 乙は、結果報告会の議論を経て、必要に応じて結果報告書の修正を行い、甲が業務通知書に明記した期限までに甲に提出するものとする。ただし、乙の事情により甲がやむを得ないと認める場合は、双方協議了解の上、別途定めた日までに提出することとする。

第3条 乙は、甲に対し、毎月月末に、当月の業務内容及び業務内容ごとに稼働した時間を記載した業務報告書を提出し、甲は翌月末までに、乙のこれまでの経歴に応じて別紙2に定められた謝金単価と業務報告書に記載された業務従事時間から算出した金額を謝金として支払う。

ただし、業務通知書において定めた謝金の上限を超えるときは、その上限をもって謝金の支払い額とする。

- 2 甲は、乙から提出を受けた結果報告書及び業務報告書の内容を確認し、不備等が無ければ1週間以内に受理することとし、受理した旨を電子メール、書面その他甲が適当と認める方法により乙に通知する。
- 3 甲による乙への謝金の支払いは、銀行振込によって行う。

第4条 甲は、乙に対し、第1条に定める政策分析を目的とした経済産業研究所までの交通費実費（片道50キロメートル未満の交通費を除く。）及び甲の命により出張する場合の旅費を乙に支給する。

第5条 第1条に係る政策分析によって発生した知的財産権は、全て甲に帰属するものとする。

第6条 乙は、甲から預託された情報については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 甲から預託された情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託された情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 乙は、甲から預託された情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

- 5 乙は、甲から預託された情報を、業務完了し又は解除した後、速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託された情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 乙が本条に定める義務に違反し、甲に損害が生じた場合には、乙はこれを賠償しなければならない。また、その他の事項に関し、乙が故意に甲の諸規程に違反し、あるいは乙が甲に虚偽の申請をし、あるいは法律等に違反して、甲に損害をもたらした場合についても同様とする。
- 8 第1項、第2項及び前項の規定については、委任業務を完了し又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

第7条 甲及び乙は、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業。
- (2) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結する者。
- (4) その他前各号に準ずる者。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 業務に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

3 甲及び乙は、相手方が前2項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに相手方との契約を解約することができるものとする。この場合、甲及び乙は、契約の解約に起因し又は関連して相手方に損害等が生じたときであっても、何ら責任を負うものではないことを確認する。

4 甲及び乙は、RIETIの役職員又は乙が第1項又は第2項の確約に反したことにより相手方が損害を被った場合、その損害を賠償する義務を負うことを確約する。

第8条 第1条の規定にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に定めるRIETIの中期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る本契約

の効力は、同法第三十条の規定に基づき、RIETI の次期中期計画が経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

第9条 本契約は日本法に準拠する。

第10条 本契約に関して甲と乙との間に紛争が発生した場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 本契約に定められている以外の事項は、甲乙が別途誠実に協議し、定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書に記名の上、甲乙双方がその電磁的記録を保有することとする。

●年●月●日

甲 東京都千代田区霞が関1-3-1

乙

独立行政法人経済産業研究所

理事長 深尾 京司

文書番号：令和X・XX・XX独経研第XX号（20XX年XX月XX日施行）

研究調整ディレクター：関口陽一 <sekiguchi-yoichi@rieti.go.jp>

EBPMセンター：細井奎吾<hosoi-keigo@rieti.go.jp>

●● ●●●殿

独立行政法人経済産業研究所

理事長 深尾 京司

独立行政法人経済産業研究所業務通知書

(1) 業務内容

i ●●● (以下、「●●●の件」といいます。) について、●●月●●日までに、独立行政法人経済産業研究所 (以下、「RIETI」といいます。) に対して結果報告書を提出し、RIETI の求めに応じて結果報告書を修正することを内容とする役務を提供する。

ii RIETI から中間報告会及び結果報告会への参加の要請がある場合には参加する。

iii 業務の遂行場所は、業務委任契約書第 2 条第 1 項の規定による。

(2) 業務期間 役務提供の期間は●●月●●日から●●月●●日までとする。

(3) 謝金及び交通費

乙の謝金単価 (1 時間あたり) は、業務委任契約書の別紙 2 に定められている●●円とする。なお、謝金の合計額は、想定される最大の業務従事時間●●時間から算出される●●円を上限とする。交通費は業務委任契約書に記載の条件に従い決定する。

(4) 支払時期

乙が毎月月末に●●●の件について業務に従事した業務報告書を甲に提出し、甲が業務報告書の提出を受けた翌月末までに、上記 (3) に基づき算定した謝金を支払うものとする。また、当月に交通費が発生した場合は、それも併せて支払うものとする。

【承諾欄】

上記内容を承諾します。

承諾者氏名：

日付：

## 謝金単価について

乙の謝金単価（1時間当たり）は、これまでの業務経験等に鑑み●円とする。

<参考>

区分	謝金単価（1時間当たり）
シニアマネージャー級	27,000円
マネージャー級	21,000円
コンサルタント級 (シニアコンサルタント級を含む)	15,000円